

# 警備請負契約書

支出負担行為担当官 中部運輸局長 大石 英一郎（以下「甲」という。）と、独立行政法人自動車技術総合機構 中部検査部長 下原 隆（以下「乙」という。）と、（以下「丙」という。）は、「愛知運輸支局他11箇所の庁舎等警備業務」について、次のとおり契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 丙は甲及び乙に対し、別紙「警備仕様書」に基づいて「警備計画書」を作成し、警備対象の保安警備を実施することを約し、甲及び乙はこれに対し警備請負料を支払うことを目的とする。

## （警備計画書）

第2条 前条の警備計画書は、本契約を締結するにあたり、丙が警備対象を調査のうえ作成し、甲及び乙の同意を得るものとする。

## （契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

## （契約金額）

第4条 警備請負料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

2 各年度の警備請負料は、次の金額とする。

令和5年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和6年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和7年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和8年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）
令和9年度	円（うち消費税及び地方消費税の額	円）

3 月額警備請負料は、別表のとおりとする。ただし、警備期間が1ヶ月に満たないときは、日割計算により算出した金額とする。

4 前3項の「消費税及び地方消費税の額」は、警備請負料に110分の10を乗じて得た額である。

## （代金の請求及び支払）

第5条 丙は、前条第3項に定める警備請負料を翌月に甲及び乙それぞれに請求するものとする。

2 甲及び乙は、適法な支払請求書を受領してから30日以内（以下「約定期間」という。）にこれを支払うものとする。

3 甲及び乙は、前項に定める約定期間内に警備請負料を丙に対して支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として丙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが、天変地異等甲・乙の責に帰することが出来ない事由による場合には、当該事由の継続する期間は、遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

## （契約保証金）

第6条 甲及び乙は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 丙は、この契約によって生ずる権利もしくは、義務を第三者に譲渡又は継承せしめてはならない。ただし、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 丙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(設備の備置)

第9条 警備上必要と認められる諸設備については、次の条件と区分により設置する。

- 1 警報機器およびこれに付帯する一切の設備(以下「警報装置」という。)については、丙がこれを設置し、丙の所有に属する。
- 2 警備機器設置工事完了後において、警備対象の増・改・新築等により既設の警報装置の移動又は変更等の必要を生じたときは、事前に丙に通知するものとし、当該工事費は甲及び乙が負担する。また、甲及び乙、丙の協議により新たに警報装置の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い警備請負料を改定することを得るものとする。

(守秘義務)

第10条 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲及び乙の秘密情報(書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報及び甲及び乙の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示させてはならない。

- 2 丙は、本業務及び前項にて機密保持義務を負っている甲の秘密情報等を本契約履行のために必要な範囲の丙の従業員以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 丙は、丙の従業員その他の者に本条の義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- 4 本条の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(損害賠償)

第11条 丙は、丙の設置した警報装置の機能が正常でない場合又は、警備仕様書に定める義務を怠った場合等、丙の責めに帰すべき事由により甲及び乙、又は甲及び乙の所属職員に損害を与えた場合は、次の金額を限度として、その損害を賠償する責めを負うものとする。

賠償限度額は1事故につき、対人賠償10億円・対物賠償10億円とする。ただし、1事故の合計は10億円までとする。

- 2 丙が本契約書に基づき警備を実施中に第三者に対し損害を与えた場合は、甲及び乙は第三者に対し直接損害賠償の責めに任ずるものとし、丙の責めに帰する事由のあるときは、丙はその補償として客観的に承認された損害額証明に基づき前項に定めた限度内の金額を甲及び乙に支払うものとする。
- 3 甲及び乙は前2項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を丙に通知しなければならない。

(特別負担費用)

第12条 甲及び乙の故意又は過失により警備装置を破損した場合、その修理に要する費用については、甲及び乙の負担とする。

(事情の変更)

第13条 甲及び乙は、必要がある場合には、丙と協議して警備の内容を変更し又は一時中止し、

若しくは一部を打ち切ることができる。

- 2 甲及び乙、丙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 3 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙、丙が協議して書面により定めるものとする。

(設備の撤去)

第14条 本契約の期間満了等による設備の撤去に要する費用は、丙の負担とする。

(契約の解除)

- 第15条 甲及び乙は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 丙から解約の申し出があったとき。
  - (2) 丙が第7、8条の規定に違反したとき。
  - (3) 前号のほか、丙がこの契約に違反し、そのため甲及び乙が契約の目的を達することができないとき。
  - (4) この契約の履行について、丙又はその代理人もしくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又は、これらの者が、甲及び乙の行う検査もしくは監督を妨げようとしたとき。
  - (5) 丙が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。
  - (6) 甲及び乙の都合により解約を必要とするとき。
- 2 前項第1号から第4号までの場合において、丙は違約金として請負金額に対する10分の1に相当する金額を甲及び乙に支払わなければならない。ただし、その金額が1円未満であるとき、及び丙の責に帰さない事由があるときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

- 第16条 甲及び乙は、丙（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - (7) 丙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、丙は、請負代金額の10分の1

に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第17条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲及び乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として甲及び乙の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、丙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が丙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 丙が前項の違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

(法律、規則等の遵守)

- 第18条 丙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規則等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(仕様書の解釈等)

- 第19条 丙は、仕様書について疑義を生じたとき、または仕様書に明記されていない事項については甲及び乙、丙が協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、甲及び乙又は、監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、契約金額の範囲内をもって業務を行うものとする。

(紛争の解決)

- 第20条 本契約について、両者協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲及び乙と丙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。
- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲及び乙、丙との平等の負担とする。

(契約外の事項)

- 第21条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲及び乙、丙が協議して定める。

上記契約を証するため本契約書3通を作成し、各人記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸2丁目2-1  
支出負担行為担当官  
中部運輸局長 大石 英一郎

乙 名古屋市中川区北江町1丁目1-2  
独立行政法人自動車技術総合機構  
中部検査部長 下原 隆

丙

別 表

## 警備請負料内訳書 (消費税額含む)

単位：円

支 局 等 名	甲の分担額	乙の分担額	合 計
愛知運輸支局			
西三河自動車検査登録事務所			
小牧自動車検査登録事務所			
豊橋自動車検査登録事務所			
静岡運輸支局			
沼津自動車検査登録事務所			
浜松自動車検査登録事務所			
岐阜運輸支局			
飛騨自動車検査登録事務所			
三重運輸支局			
四日市自動車検査場			
福井運輸支局			
月 額 合 計			

※契約書に基づき、甲は中部運輸局、乙は中部検査部とする。